

下関北九州道路 計画段階環境配慮書 正誤表

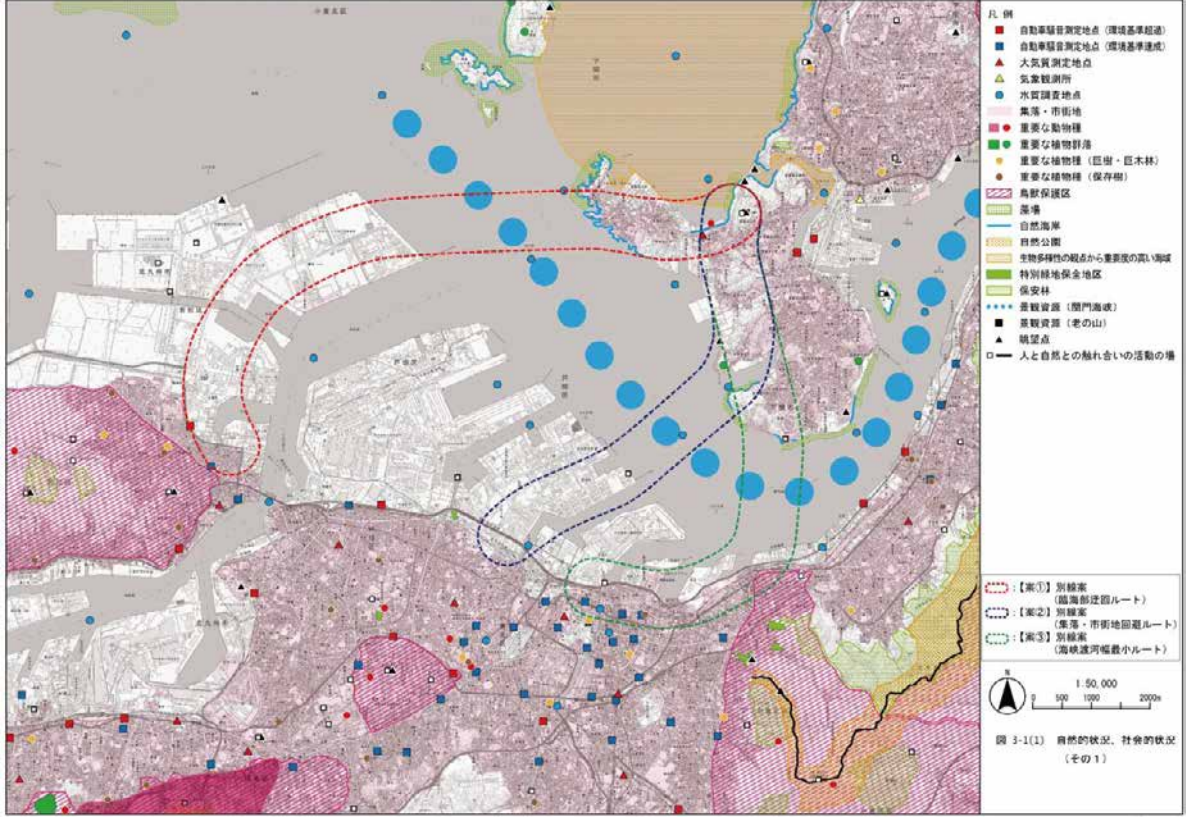
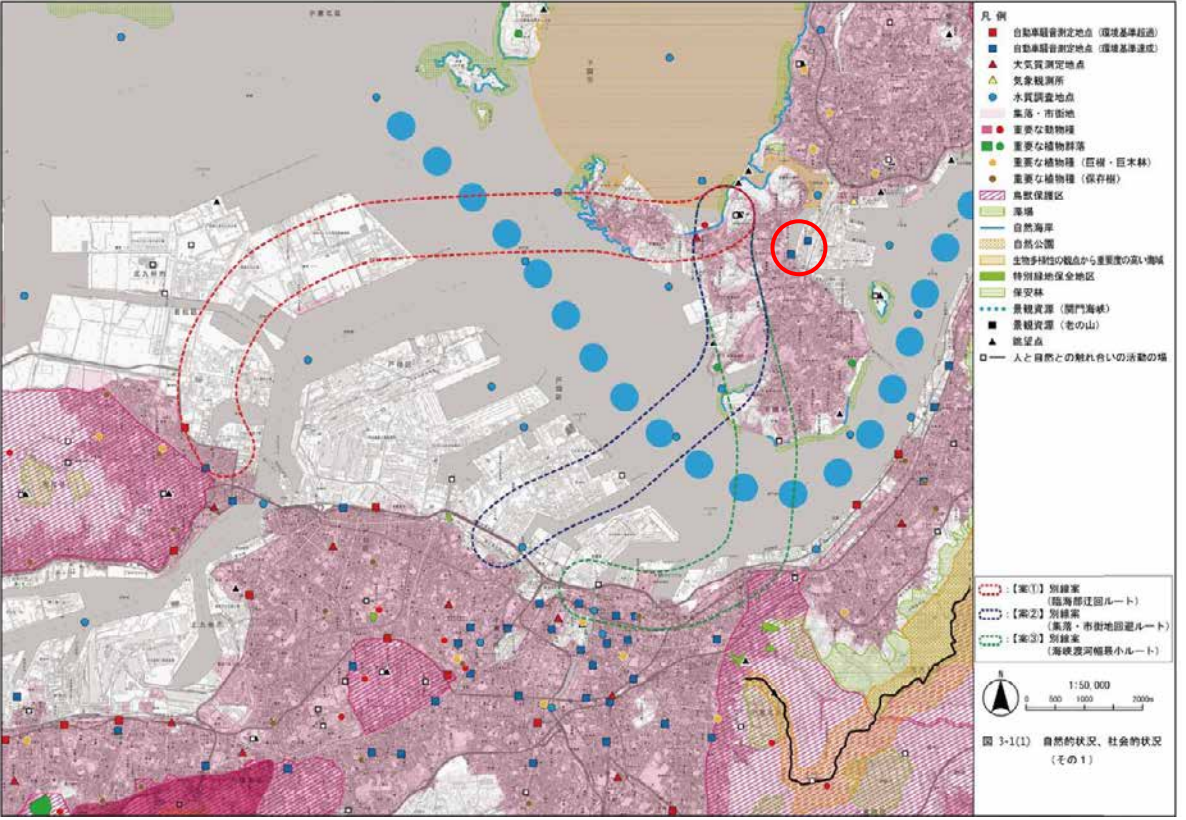
<配慮書>

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

項目	頁	誤	正										
配慮書	27 頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業実施想定区域及びその周囲の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水環境の状況</td> <td> <p>2. 水質</p> <p>(1) 河川</p> <p>河川における生活環境項目については、平成 30 年度は 8 地点で調査が行われている。BOD (生物化学的酸素要求量)、SS (浮遊物質) は、全ての調査地点で環境基準を達成している (BOD (75%値) について、A 類型の地点で 0.9~1.1mg/L、B 類型の地点で 1.0~1.4mg/L。SS について、A 類型の地点で<1~8mg/L、B 類型の地点で<1~7mg/L。)。</p> <p>pH (水素イオン濃度) は、8 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、紫川 紫川取水堰 (A 類型) で 8.0~8.6。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~8.1、B 類型の地点で 7.6~8.4。)</p> <p>DO (溶存酸素量) は、8 地点のうち 3 地点で環境基準を下回っている (環境基準を下回っている地点について、板櫃川 新港橋 (B 類型) で 4.0~8.9mg/L、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4.6~9.4mg/L、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 3.0~9.4mg/L。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~13mg/L、B 類型の地点で 5.2~12mg/L。)</p> <p>大腸菌群数は、8 地点のうち 6 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、板櫃川 境橋 (A 類型) で 140~24,000MPN/100mL、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4~5,400MPN/100mL、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 8~35,000MPN/100mL、村中川 村中川橋 (B 類型) で 170~16,000MPN/100mL、大川 大里橋 (B 類型) で 70~24,000MPN/100mL、武久川 汐入橋 (B 類型) で 1,300~33,000MPN/100mL。達成している地点について、A 類型の地点で 49~920MPN/100mL、B 類型の地点で 79~1,600MPN/100mL。)</p> <p>河川における健康項目については、平成 30 年度は 6 地点で調査が行われており、3 地点で全ての項目で環境基準を達成している (環境基準を超過している地点について、紫川 勝山橋でふっ素 0.9mg/L、ほう素 3.4mg/L、神嶽川 且過橋でふっ素 1.0mg/L、ほう素 3.6mg/L、板櫃川 新港橋でほう素 2.9mg/L。全ての項目で環境基準を達成している地点について、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1.4~2mg/L、ふっ素 0.1~0.2mg/L、ほう素<0.1~0.2mg/L、それ以外の項目は年間通して全検体で報告下限値未満。)</p> <p>河川におけるダイオキシン類については、平成 30 年度は 3 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している (0.03~0.20pg-TEQ/L)。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況	水環境の状況	<p>2. 水質</p> <p>(1) 河川</p> <p>河川における生活環境項目については、平成 30 年度は 8 地点で調査が行われている。BOD (生物化学的酸素要求量)、SS (浮遊物質) は、全ての調査地点で環境基準を達成している (BOD (75%値) について、A 類型の地点で 0.9~1.1mg/L、B 類型の地点で 1.0~1.4mg/L。SS について、A 類型の地点で<1~8mg/L、B 類型の地点で<1~7mg/L。)。</p> <p>pH (水素イオン濃度) は、8 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、紫川 紫川取水堰 (A 類型) で 8.0~8.6。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~8.1、B 類型の地点で 7.6~8.4。)</p> <p>DO (溶存酸素量) は、8 地点のうち 3 地点で環境基準を下回っている (環境基準を下回っている地点について、板櫃川 新港橋 (B 類型) で 4.0~8.9mg/L、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4.6~9.4mg/L、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 3.0~9.4mg/L。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~13mg/L、B 類型の地点で 5.2~12mg/L。)</p> <p>大腸菌群数は、8 地点のうち 6 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、板櫃川 境橋 (A 類型) で 140~24,000MPN/100mL、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4~5,400MPN/100mL、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 8~35,000MPN/100mL、村中川 村中川橋 (B 類型) で 170~16,000MPN/100mL、大川 大里橋 (B 類型) で 70~24,000MPN/100mL、武久川 汐入橋 (B 類型) で 1,300~33,000MPN/100mL。達成している地点について、A 類型の地点で 49~920MPN/100mL、B 類型の地点で 79~1,600MPN/100mL。)</p> <p>河川における健康項目については、平成 30 年度は 6 地点で調査が行われており、3 地点で全ての項目で環境基準を達成している (環境基準を超過している地点について、紫川 勝山橋でふっ素 0.9mg/L、ほう素 3.4mg/L、神嶽川 且過橋でふっ素 1.0mg/L、ほう素 3.6mg/L、板櫃川 新港橋でほう素 2.9mg/L。全ての項目で環境基準を達成している地点について、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1.4~2mg/L、ふっ素 0.1~0.2mg/L、ほう素<0.1~0.2mg/L、それ以外の項目は年間通して全検体で報告下限値未満。)</p> <p>河川におけるダイオキシン類については、平成 30 年度は 3 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している (0.03~0.20pg-TEQ/L)。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業実施想定区域及びその周囲の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水環境の状況</td> <td> <p>2. 水質</p> <p>(1) 河川</p> <p>河川における生活環境項目については、平成 30 年度は 8 地点で調査が行われている。BOD (生物化学的酸素要求量)、SS (浮遊物質) は、全ての調査地点で環境基準を達成している (BOD (75%値) について、A 類型の地点で 0.9~1.1mg/L、B 類型の地点で 1.0~1.4mg/L。SS について、A 類型の地点で<1~8mg/L、B 類型の地点で<1~7mg/L。)</p> <p>pH (水素イオン濃度) は、8 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、紫川 紫川取水堰 (A 類型) で 8.0~8.6。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~8.1、B 類型の地点で 7.6~8.4。)</p> <p>DO (溶存酸素量) は、8 地点のうち 3 地点で環境基準を下回っている (環境基準を下回っている地点について、板櫃川 新港橋 (B 類型) で 4.0~8.9mg/L、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4.6~9.4mg/L、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 3.0~9.4mg/L。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~13mg/L、B 類型の地点で 5.2~12mg/L。)</p> <p>大腸菌群数は、8 地点のうち 6 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、板櫃川 境橋 (A 類型) で 140~24,000MPN/100mL、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4~5,400MPN/100mL、神嶽川 且過橋 (B 類型) で <u>7</u>~35,000MPN/100mL、村中川 村中川橋 (B 類型) で 170~16,000MPN/100mL、大川 大里橋 (B 類型) で 70~24,000MPN/100mL、武久川 汐入橋 (B 類型) で 1,300~33,000MPN/100mL。達成している地点について、A 類型の地点で 49~920MPN/100mL、B 類型の地点で 79~1,600MPN/100mL。)</p> <p>河川における健康項目については、平成 30 年度は 6 地点で調査が行われており、3 地点で全ての項目で環境基準を達成している (環境基準を超過している地点について、紫川 勝山橋でふっ素 0.9mg/L、ほう素 3.4mg/L、神嶽川 且過橋でふっ素 1.0mg/L、ほう素 3.6mg/L、板櫃川 新港橋でほう素 2.9mg/L。全ての項目で環境基準を達成している地点について、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1.4~2mg/L、ふっ素 0.1~0.2mg/L、ほう素<0.1~0.2mg/L、それ以外の項目は年間通して全検体で報告下限値未満。)</p> <p>河川におけるダイオキシン類については、平成 30 年度は 3 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している (0.03~0.20pg-TEQ/L)。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況	水環境の状況	<p>2. 水質</p> <p>(1) 河川</p> <p>河川における生活環境項目については、平成 30 年度は 8 地点で調査が行われている。BOD (生物化学的酸素要求量)、SS (浮遊物質) は、全ての調査地点で環境基準を達成している (BOD (75%値) について、A 類型の地点で 0.9~1.1mg/L、B 類型の地点で 1.0~1.4mg/L。SS について、A 類型の地点で<1~8mg/L、B 類型の地点で<1~7mg/L。)</p> <p>pH (水素イオン濃度) は、8 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、紫川 紫川取水堰 (A 類型) で 8.0~8.6。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~8.1、B 類型の地点で 7.6~8.4。)</p> <p>DO (溶存酸素量) は、8 地点のうち 3 地点で環境基準を下回っている (環境基準を下回っている地点について、板櫃川 新港橋 (B 類型) で 4.0~8.9mg/L、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4.6~9.4mg/L、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 3.0~9.4mg/L。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~13mg/L、B 類型の地点で 5.2~12mg/L。)</p> <p>大腸菌群数は、8 地点のうち 6 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、板櫃川 境橋 (A 類型) で 140~24,000MPN/100mL、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4~5,400MPN/100mL、神嶽川 且過橋 (B 類型) で <u>7</u>~35,000MPN/100mL、村中川 村中川橋 (B 類型) で 170~16,000MPN/100mL、大川 大里橋 (B 類型) で 70~24,000MPN/100mL、武久川 汐入橋 (B 類型) で 1,300~33,000MPN/100mL。達成している地点について、A 類型の地点で 49~920MPN/100mL、B 類型の地点で 79~1,600MPN/100mL。)</p> <p>河川における健康項目については、平成 30 年度は 6 地点で調査が行われており、3 地点で全ての項目で環境基準を達成している (環境基準を超過している地点について、紫川 勝山橋でふっ素 0.9mg/L、ほう素 3.4mg/L、神嶽川 且過橋でふっ素 1.0mg/L、ほう素 3.6mg/L、板櫃川 新港橋でほう素 2.9mg/L。全ての項目で環境基準を達成している地点について、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1.4~2mg/L、ふっ素 0.1~0.2mg/L、ほう素<0.1~0.2mg/L、それ以外の項目は年間通して全検体で報告下限値未満。)</p> <p>河川におけるダイオキシン類については、平成 30 年度は 3 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している (0.03~0.20pg-TEQ/L)。</p>		
項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況												
水環境の状況	<p>2. 水質</p> <p>(1) 河川</p> <p>河川における生活環境項目については、平成 30 年度は 8 地点で調査が行われている。BOD (生物化学的酸素要求量)、SS (浮遊物質) は、全ての調査地点で環境基準を達成している (BOD (75%値) について、A 類型の地点で 0.9~1.1mg/L、B 類型の地点で 1.0~1.4mg/L。SS について、A 類型の地点で<1~8mg/L、B 類型の地点で<1~7mg/L。)。</p> <p>pH (水素イオン濃度) は、8 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、紫川 紫川取水堰 (A 類型) で 8.0~8.6。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~8.1、B 類型の地点で 7.6~8.4。)</p> <p>DO (溶存酸素量) は、8 地点のうち 3 地点で環境基準を下回っている (環境基準を下回っている地点について、板櫃川 新港橋 (B 類型) で 4.0~8.9mg/L、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4.6~9.4mg/L、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 3.0~9.4mg/L。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~13mg/L、B 類型の地点で 5.2~12mg/L。)</p> <p>大腸菌群数は、8 地点のうち 6 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、板櫃川 境橋 (A 類型) で 140~24,000MPN/100mL、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4~5,400MPN/100mL、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 8~35,000MPN/100mL、村中川 村中川橋 (B 類型) で 170~16,000MPN/100mL、大川 大里橋 (B 類型) で 70~24,000MPN/100mL、武久川 汐入橋 (B 類型) で 1,300~33,000MPN/100mL。達成している地点について、A 類型の地点で 49~920MPN/100mL、B 類型の地点で 79~1,600MPN/100mL。)</p> <p>河川における健康項目については、平成 30 年度は 6 地点で調査が行われており、3 地点で全ての項目で環境基準を達成している (環境基準を超過している地点について、紫川 勝山橋でふっ素 0.9mg/L、ほう素 3.4mg/L、神嶽川 且過橋でふっ素 1.0mg/L、ほう素 3.6mg/L、板櫃川 新港橋でほう素 2.9mg/L。全ての項目で環境基準を達成している地点について、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1.4~2mg/L、ふっ素 0.1~0.2mg/L、ほう素<0.1~0.2mg/L、それ以外の項目は年間通して全検体で報告下限値未満。)</p> <p>河川におけるダイオキシン類については、平成 30 年度は 3 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している (0.03~0.20pg-TEQ/L)。</p>												
項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況												
水環境の状況	<p>2. 水質</p> <p>(1) 河川</p> <p>河川における生活環境項目については、平成 30 年度は 8 地点で調査が行われている。BOD (生物化学的酸素要求量)、SS (浮遊物質) は、全ての調査地点で環境基準を達成している (BOD (75%値) について、A 類型の地点で 0.9~1.1mg/L、B 類型の地点で 1.0~1.4mg/L。SS について、A 類型の地点で<1~8mg/L、B 類型の地点で<1~7mg/L。)</p> <p>pH (水素イオン濃度) は、8 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、紫川 紫川取水堰 (A 類型) で 8.0~8.6。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~8.1、B 類型の地点で 7.6~8.4。)</p> <p>DO (溶存酸素量) は、8 地点のうち 3 地点で環境基準を下回っている (環境基準を下回っている地点について、板櫃川 新港橋 (B 類型) で 4.0~8.9mg/L、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4.6~9.4mg/L、神嶽川 且過橋 (B 類型) で 3.0~9.4mg/L。達成している地点について、A 類型の地点で 7.6~13mg/L、B 類型の地点で 5.2~12mg/L。)</p> <p>大腸菌群数は、8 地点のうち 6 地点で環境基準を超過している (環境基準を超過している地点について、板櫃川 境橋 (A 類型) で 140~24,000MPN/100mL、紫川 勝山橋 (B 類型) で 4~5,400MPN/100mL、神嶽川 且過橋 (B 類型) で <u>7</u>~35,000MPN/100mL、村中川 村中川橋 (B 類型) で 170~16,000MPN/100mL、大川 大里橋 (B 類型) で 70~24,000MPN/100mL、武久川 汐入橋 (B 類型) で 1,300~33,000MPN/100mL。達成している地点について、A 類型の地点で 49~920MPN/100mL、B 類型の地点で 79~1,600MPN/100mL。)</p> <p>河川における健康項目については、平成 30 年度は 6 地点で調査が行われており、3 地点で全ての項目で環境基準を達成している (環境基準を超過している地点について、紫川 勝山橋でふっ素 0.9mg/L、ほう素 3.4mg/L、神嶽川 且過橋でふっ素 1.0mg/L、ほう素 3.6mg/L、板櫃川 新港橋でほう素 2.9mg/L。全ての項目で環境基準を達成している地点について、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1.4~2mg/L、ふっ素 0.1~0.2mg/L、ほう素<0.1~0.2mg/L、それ以外の項目は年間通して全検体で報告下限値未満。)</p> <p>河川におけるダイオキシン類については、平成 30 年度は 3 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している (0.03~0.20pg-TEQ/L)。</p>												
配慮書	36 頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業実施想定区域及びその周囲の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</td> <td> <p>24. 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域はない。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>25. 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>24. 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域はない。</p>	<p>25. 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域はない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業実施想定区域及びその周囲の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</td> <td> <p>24. 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域<u>がある。</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>25. 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域<u>がある。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>24. 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域<u>がある。</u></p>	<p>25. 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域<u>がある。</u></p>
項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況												
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>24. 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域はない。</p>												
	<p>25. 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域はない。</p>												
項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況												
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>24. 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域<u>がある。</u></p>												
	<p>25. 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域<u>がある。</u></p>												
配慮書	37 頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業実施想定区域及びその周囲の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</td> <td> <p>34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(2) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、河川保全区域はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(2) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、河川保全区域はない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業実施想定区域及びその周囲の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</td> <td> <p>34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(2) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、河川保全区域<u>がある。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(2) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、河川保全区域<u>がある。</u></p>		
項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況												
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(2) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、河川保全区域はない。</p>												
項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況												
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(2) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、河川保全区域<u>がある。</u></p>												

<配慮書>

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

項目	頁	誤	正
配慮書	40 頁	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車騒音測定地点 (環境基準超過) ■ 自動車騒音測定地点 (環境基準達成) ▲ 大気汚染測定地点 ▲ 気象観測所 ● 水質調査地点 ■ 集落・市街地 ● 重要な動物種 ● 重要な植物種 ● 重要な植物種 (巨樹・巨木林) ● 重要な植物種 (保存樹) ■ 鳥獣保護区 ■ 海溝 ■ 自然海岸 ■ 自然公園 ■ 生物多様性の観点から重要な高い海域 ■ 特別緑地保全地区 ■ 保安林 ●●● 景観資源 (開門海峡) ■ 景観資源 (老の山) ▲ 観望点 □ 人と自然との触れ合いの活動の場 <p>【案1】別線案 (臨海部迂回ルート)</p> <p>【案2】別線案 (集落・市街地迂回ルート)</p> <p>【案3】別線案 (海峽渡河幅縮小ルート)</p> <p>図 3-1(1) 自然的状況、社会的状況 (その1)</p>	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車騒音測定地点 (環境基準超過) ■ 自動車騒音測定地点 (環境基準達成) ▲ 大気汚染測定地点 ▲ 気象観測所 ● 水質調査地点 ■ 集落・市街地 ● 重要な動物種 ● 重要な植物種 ● 重要な植物種 (巨樹・巨木林) ● 重要な植物種 (保存樹) ■ 鳥獣保護区 ■ 海溝 ■ 自然海岸 ■ 自然公園 ■ 生物多様性の観点から重要な高い海域 ■ 特別緑地保全地区 ■ 保安林 ●●● 景観資源 (開門海峡) ■ 景観資源 (老の山) ▲ 観望点 □ 人と自然との触れ合いの活動の場 <p>【案1】別線案 (臨海部迂回ルート)</p> <p>【案2】別線案 (集落・市街地迂回ルート)</p> <p>【案3】別線案 (海峽渡河幅縮小ルート)</p> <p>図 3-1(1) 自然的状況、社会的状況 (その1)</p>

注) 図中の丸囲み (○) は修正箇所を表現